

「農業者等との意見交換会」

実施要領及び参考資料

令和元年 5 月

一般社団法人全国農業会議所

資料一覽

	頁
「農業者等との意見交換会」実施要領	・・・ 1
別紙1 「農業者等との意見交換会」の進め方（フロー）	・・・ 4
別紙2 「農業者等との意見交換会」の開催案内（参考）	・・・ 5
別紙3 「農業者等との意見交換会」実施報告様式 （農業委員会用）	・・・ 6
別紙4 「農業者等との意見交換会」実施報告様式 （農業会議用）	・・・ 7
《参考》	
「農業者等との意見交換会」参考資料	・・・ 8

「農業者等との意見交換会」実施要領

令和元年5月
一般社団法人全国農業会議所

「農業委員会と認定農業者等との意見交換会」実施経過

農業委員会組織では、組織運動の一環として平成11年度から「農業委員会と認定農業者等との意見交換会」に取り組み、平成22年度からはより地域農業の改善について意見を得られるよう、対象者を拡大して「農業者等との意見交換会」に組み替え、取り組んできました。

農業委員会組織では、本意見交換会を認定農業者等担い手に対する具体的な支援を講じる最も基礎的な取り組みとして位置づけており、意見交換会によって蓄積された「農業者の声」は、5月の全国農業委員会会長大会などの「政策提案」として集約され、その多くが次年度の農業関係予算や税制改正等に反映されてきました。

「農業者等との意見交換会」の目的等

農業委員会組織は、新体制に移行した平成28年度より、法第38条において「関係行政機関等に対する農業委員会の意見の提出」が定められることとなりました。

これを受け、平成31年度より展開している「地域の農地を活かし、担い手を応援する全国運動」では、地域の実態を踏まえた農地利用の最適化のための施策の推進や農業振興の実践に向け、市町村長等への「意見の提出」の強化を掲げています。

このため、農業・農業者の代表機関として、毎年1回以上、幅広い農業者や関係者を対象とし、「意見の提出に資する」目的で意見交換会を開くこととしています。

意見交換会で出された内容は、都道府県農業会議で集約し、意見の提出等に資するとともに、全国農業会議所の「政策提案」として集約し、農業委員会組織をあげ、その反映に取り組んでいくものとします。

意見交換会の実施方法

【農業委員会の取り組み】

(1) 対象農業委員会

農業・農業者の代表機関としての役割・機能を発揮するため、全ての農業委員会で取り組むこととします。また、以下のような取り組みも本意見交換会の一環として実施します。

「人・農地プラン」の実質化に向けた集落等での話し合い

移動農業委員会及び農業委員会が主催する集落座談会等
農業委員会の各種会議・会合において行う、認定農業者組織の役員等との話し合い

(2) 意見交換会の開催時期

意見交換会の開催時期は、原則各農業委員会で定着している時期とし、極力、1月までに開催して下さい(別紙1参照)。

(3) 意見交換のテーマ

各農業委員会が直面している課題を踏まえ自由に設定することとします。現場において、農業委員会の活動をどう強化していくのか、また、そのための組織のあり方について、地域の担い手をはじめ関係者がどのように考えているのかについて留意して意見交換して下さい。

テーマは、(農地の利用集積(人・農地プランの実質化、農地中間管理機構との連携)、 遊休農地対策、 担い手対策、 米の生産調整のあり方、 鳥獣害対策、 中山間地域対策、 都市農業、 食育、 農業分野を取り巻く国際情勢) を例示しますので、ご活用下さい。

(4) 参加対象者

農業者に加え、行政、JA関係者、消費者等、テーマに関係する者に幅広く参加をお呼びかけ下さい。

特定の地域での開催が適当と考えられる場合は、地域を限定して開催して下さい。

なお、開催にあたっては、農業会議にもお声がけ下さい。

(5) 全国農業新聞の活用と普及推進

全国農業委員会会長大会において、「全国農業新聞の『農業委員数と農地利用最適化推進委員数の5倍以上の購読部数達成に向け、農業委員、農地利用最適化推進委員1人毎年2部以上の新規申込確保』」を申し合わせ決議し、普及推進を図っています。

全国農業新聞を活用して、各種政策を地域の農業者にわかりやすく丁寧に浸透させるとともに、農業・農村現場の生の声や実情を的確に把握して、農政に反映していくことが必要です。

この「農業者等との意見交換会」においても、全国農業新聞の見本紙や普及チラシ等を資料として活用するとともに、普及推進の機会としてとらえ、普及推進に取り組んで頂きますようお願いいたします。

(6) 結果報告

意見交換会の実施結果は、農業委員会において「意見の提出」として活用するとともに、実施報告様式(別紙3)に整理のうえ、都道府県農業会議に令和2年1月31日までに報告して下さい。

【都道府県農業会議の取り組み】

- (1) 意見交換会が全農業委員会で実施されるよう、農業委員会会長・事務局長会議等で徹底するとともに、開催に向けた農業委員会への支援・協力をお願いします。
- (2) 農業委員会からの報告様式（別紙3）について、全国農業会議所において作成する全国農業委員会会長大会の政策提案に反映させるため、令和2年1月31日までに全国農業会議所に送付してください。
また、市町村農業委員会が実施した「意見の提出」状況についても把握・収集の上、同期日までに全国農業会議所に送付して下さい。

農業者等との意見交換会を未実施の委員会につきましては、改正農業委員会法に定められた「意見の提出」を収集することで農業者の声を集約するものとします。

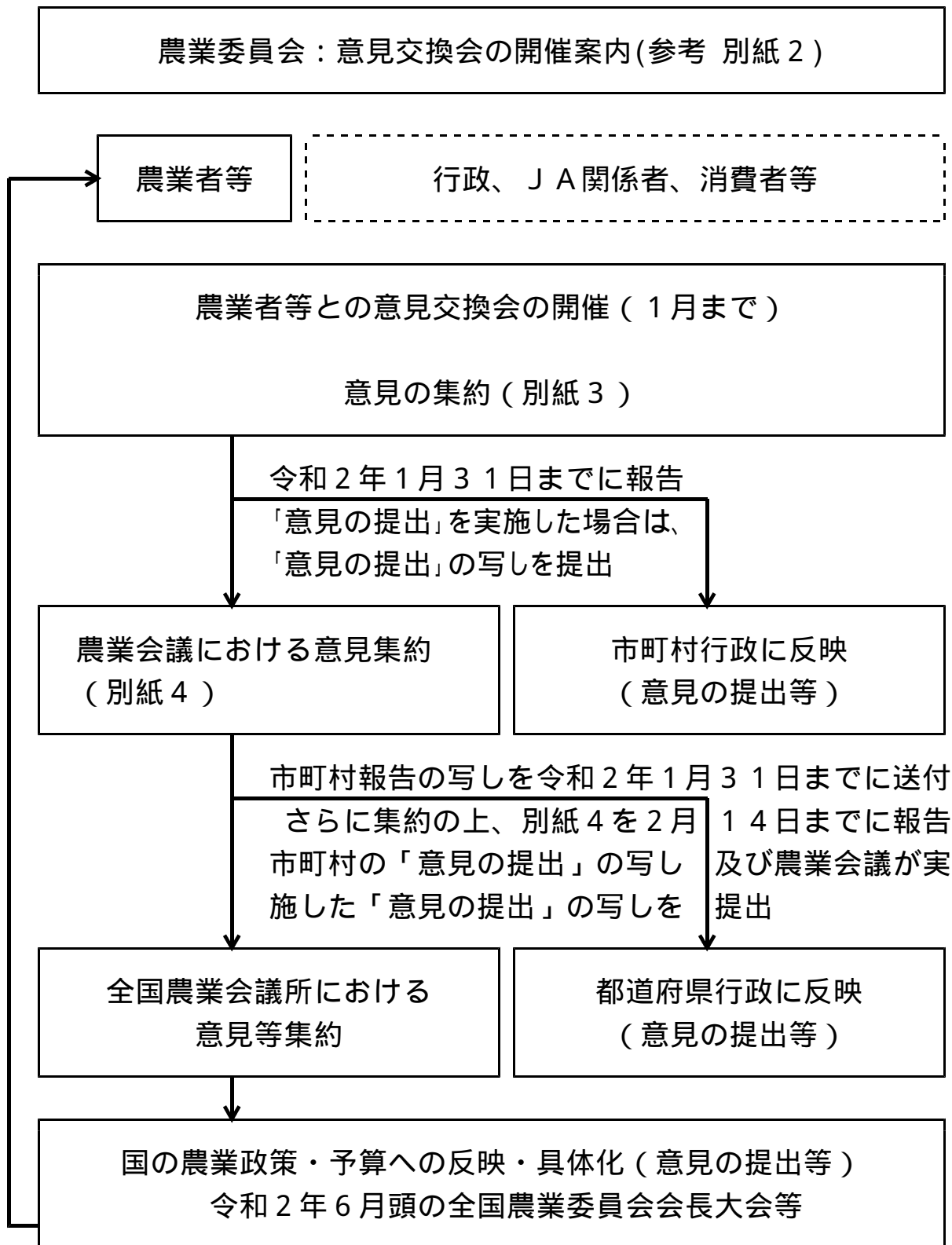
「意見の提出」は、改正農業委員会法の附帯決議に「農地等の利用の最適化の推進に関する施策に関わる農業・農村の問題を幅広くくみ上げた現場の意見が反映されるようにすること」と定められていることから、本意見交換会の実施における参考資料に取り上げている項目も考慮した「意見の提出」の作成に向けて支援・協力をお願いいたします。

- (3) 農業委員会からの報告については、報告様式（別紙4）に基づいて分析し、都道府県段階の「意見の提出」等に反映するとともに、令和2年2月14日までに全国農業会議所に報告してください。

【全国農業会議所の取り組み】

- (1) 市町村農業委員会、都道府県農業会議の取り組みを支援し、意見交換会に取り組む農業委員会の増加をめざすため、意見交換会に取り組む農業委員会の優良活動事例の情報提供を行います。
- (2) 全国から寄せられた結果報告を整理・集約し、都道府県農業会議農政主任者会議（令和2年4月開催予定）で報告するとともに、全国農業委員会会長大会（令和2年6月頭開催予定）等で政策提案し、国の施策・予算に反映させるよう努めます。

「農業者等との意見交換会」の進め方（フロー）



「農業者等との意見交換会」の開催案内（参考）

年 月 日

各 位

農業委員会
会長

「農業者等と農業委員会との意見交換会」のご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび農業者の皆様と農業委員会との意見交換会を下記により開催することといたしました。

当日は、産業課、JA、普及指導センターの出席も得て、直面している課題、政策要望や提案など自由な話し合いをすることとしております。

お忙しい折恐縮ですが、ご出席方よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1．日 時 年 月 日（ ）午後 時より 時まで

2．場 所 公民館

3．意見交換の内容（テーマを踏まえて自由設定）

4．その他

「農業者等との意見交換会」実施報告様式（農業委員会用）

農業委員会

1. 実施状況

実施日	月	日	参加者数	人
主な テーマ	農地の利用集積（人・農地プランの実質化、農地中間管理機構との連携）、遊休農地対策、担い手対策、米の生産調整のあり方、鳥獣害対策、中山間地域対策、都市農業、食育、農業分野を取り巻く国際情勢、その他（ ） テーマ未設定			

2. 意見交換会で出された意見の内容

3. 上記の中から今後、農業委員会の活動や組織に求められる内容

4. 意見交換会の実施結果を踏まえ農業委員会が実施または予定していること

5. 出された要望を市町村行政に反映させるための意見の提出の予定
あり / なし （既に実施済みの場合は、意見の提出を添付）

「農業者等との意見交換会」実施報告様式（農業会議用）

農業会議

1. 市町村実施状況

管下農業委員会数		実施農業委員会数	
----------	--	----------	--

（市町村別実施一覧表を添付してください。様式例は以下の通り。）

市町村名	実施日	参加者数	主なテーマ	意見の提出の予定
市	11/15	7 2		
町	1/20	5 2		×

2. 意見集約の内容（別紙 3 の項目参照）

3. 上記の中から今後、農業委員会の活動や組織に求められる内容
（別紙 3 の項目参照）

4. 意見交換会の実施結果を踏まえ農業委員会が実施あるいは予定していること（別紙 3 の項目参照）

5. 意見の提出の具体的内容

「農業者等との意見交換会」参考資料

・農地の利用集積（人・農地プランの実質化、農地中間管理機構との連携）

2023年までに全農地に占める担い手が利用する農地面積の割合を現状の5割から8割へ増やすことなどが政策目標として掲げられているなか、現在国会で審議されている「農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律案」には、農地利用の集積・集約化の一層の促進に向け、農業委員会に対して「農地所有者等の意向把握」、「集落での話し合い」等の取り組みをより明確化・重点化することとしています。

これを踏まえ、農業委員会組織は「地域の農地を活かし、担い手を応援する全国運動」（平成31年度～令和3年度）において「5～10年後の地域の農地利用と担い手に関する方針作成の強化」、「担い手の農地利用集積率8割」に向けた取り組みを進めています。

1. 将来の地域の農地利用と担い手等に関する方針の策定へ主体的に関与します

農業委員会は、市町村並びに関係機関・団体と共に、地域の再生と持続可能な発展を目指す農地利用と担い手等の在り方の方針（実質化された「人・農地プラン」）の策定に向け、地域（集落）における話し合い活動の取り組みの中から合意形成を図り策定に努めます。

「人・農地プラン」の実質化について

以下の～が行われている人・農地プランを「実質化された人・農地プラン」とします。

アンケートの実施

対象地区の相当部分について、概ね5年から10年後の農地利用に関するアンケート調査が行われていること

現況把握

対象地区において、アンケート調査や話し合いを通じて、農業者の年齢階層別の就農や後継者の確保の状況が地図により把握されていること。

中心経営体への農地の集約化に関する将来方針の作成

対象地区を原則として集落ごとに細分化し、5年から10年後に農地利用を担う中心経営体に関する方針を定めること。

2. 担当地域の農業者・農家等の意向を把握します

農業委員と農地利用最適化推進委員は、実質化された「人・農地プラン」等地域の農地利用と担い手等に関する方針の策定に際しての地域(集落)の話し合い活動に資するため、担当地区における現場活動、とりわけ農業者・農家等の意向の把握に努めます。

3. 農業委員会は農地中間管理機構と連携し、農地の利用集積を促進します

「人・農地プラン」等の作成・見直しを通じ、地域農業のあるべき将来像などを話し合うなどして、将来に向けて「守るべき農地」と「担い手」を明確にすることが必要です。その結果を踏まえ、農業委員と農地利用最適化推進委員が中心となり、農地中間管理機構と十分に連携し、地域の担い手に対して、優先的かつ計画的な農地の集約化を図ります。

その前提として、農業委員会で営農意向調査を行い、農地を貸したい等の意向把握に運動的に取り組んでいきます。

また、経営農地の集団化を図るため、農業経営者間における農地の利用権の交換を推進するなど、地域の実情を踏まえつつ、農地の利用調整を行います。

【協議項目例】

「農地等の利用の最適化の推進」に向け、認定農業者などの担い手と農業委員会が日常的にどのように連携・情報交換をすべきか。またどのような取り組みを希望しているか。

認定農業者などの担い手への農地集積や農地中間管理機構の活用に向け、「人・農地プラン」の作成や見直しの話し合いにどう取り組むか。

農地中間管理機構や、認定農業者などの担い手への農地集積に向け、農業委員会の持つ農地情報を有効に活用していくための課題や改善すべき点はあるか。

・遊休農地対策

農業委員会組織は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」や改正農業委員会法、「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案」を踏まえた「地域の農地を活かし、担い手を応援する全国運動」(平成31年度～令和3年度)において「遊休農地ゼロ」に向けた取り組みを進めています。農地を維持・確保することは、農地の総量確保と農産物の生産量の増加につながり、食料自給率の向上、国土保全や自然環境保全に加えて、周辺地域の良好な営農環境や生活環境を確保することにつながり極めて重要な課題です。

1. 農業委員会は「農地パトロール」を毎年1回実施しています

「農地パトロール」は、毎年1回実施し、管内全ての農地の利用状況を把握しています。地域の農地利用状況を確認し、遊休農地の実態把握と発生防止・解消対策の実施、違反転用の発生防止・早期発見に取り組んでいます。

2. 「利用意向調査」で遊休農地所有者の農地利用の意思確認をしています

「農地パトロール」の調査結果を踏まえ、遊休農地所有者に対して「利用意向調査」を実施しています。

「利用意向調査」では、農地中間管理機構などを活用する意向があった場合には、機構にその旨を通知して有効利用を促します。一方、所有者が自ら耕作を再開するなどの意思を表明した場合には、表明後の状況を確認し、利用状況が改善されない場合は機構と貸し付けに向けた協議を行うことを勧告します。(なお、農業委員会が遊休農地所有者に対して機構と協議すべきことを勧告した農地については、平成29年から固定資産税の課税の強化(約1.8倍の課税)が実施されています。)

3. 再生困難な農地は非農地化し、必要な農地を重点的に守ります

農業委員会が再生困難と判断した荒廃農地については、地域の意向を踏まえて速やかに非農地判断を行い、「守るべき農地」の範囲を明確にすることに取り組みます。また、非農地判断を行った農地については、地目変更などの登記を進めていく必要があります。

【協議項目例】

遊休農地の発生防止と解消のため、農業者、地域、市町村、農業委員会としてどのような取り組みが必要か。

「利用状況調査」及び「利用意向調査」の的確かつ効率的な実施や制度の周知のため、どのような取り組みが必要か。

意向調査で中間管理機構への貸し付けを求めたものの、貸し付けに至らなかった農地についてどのように取り扱うべきか。

集落組織の法人化により遊休農地解消の取り組みを進め、耕作放棄地解消の事業や中間管理事業の活用につなげていくことは考えられないか。できないとすれば、どのようなことが問題になっているのか。

遊休農地解消のため、補助事業などの公的な施策だけでなく、民間のファンドや新規参入経営体など、外から資金や事業者を呼び込むことは考えられないか。

.担い手対策

農業委員会組織は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」や改正農業委員会法、「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案」を踏まえた「地域の農地を活かし、担い手を応援する全国運動」(平成31年度～令和3年度)において、担い手の確保と経営の改善及び高度化に向けた支援の強化を進めます。

1. 認定農業者や集落営農などの担い手の確保・育成に努めます

将来の担い手の確保に向け、認定農業者の掘り起こしや再認定への働きかけを強化します。

また、農業従事者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加など、農業の環境は厳しくなる中、集落営農は地域農業を維持、発展させる「担い手」として期待されています。地域の実情に合わせ、集落営農の組織化に向けた働きかけを行います。

2. 担い手の経営改善のための支援を行います

農業委員会は、都道府県農業会議と連携し、担い手への複式簿記や青色申告、家族経営協定の普及・定着、農業経営の法人化に向けた相談活動や研修会の開催などを通じて、農業経営の改善及び高度化などに対する支援を行います。特に、農業経営の法人化は、雇用の安定や金融機関からの有利な資金調達につながるが見込まれるため、その促進が求められています。

また、「農業者年金」を農業者の老後生活の安定と円滑な経営継承のための重要施策と位置づけ、制度の普及・定着と加入推進の取り組みを進めています。

3. 新規就農・企業の農業参入を支援します

農業委員会は、都道府県農業会議と連携し、新規参入の促進に向け、農業参入希望者などの相談対応を行います。定住と農地の有効活用双方の観点から、関係機関や団体と連携して、新規参入後の経営確立に向けた支援体制を整備するとともに、市町村の定住促進部局と連携して、移住希望者への丁寧な相談対応を行っていきます。とりわけ、農地のあっせんについては、地区を担当する農地利用最適化推進委員や農業委員による現地見学や相談などの実施を行っていきます。

【協議項目例】

農業者の経営改善や経営管理能力の向上のため、市町村・農業委員会にはどのような取り組みが求められるか。

地域を支える中小農業経営や家族農業経営が経営を維持するために、必要なことは何か。

地域に若い担い手を呼び込むため、市町村・農業委員会はどのような取り組みが必要か。

とりわけ、新規就農者(雇用就農者含む)の定着が課題となっている中で、定着向上に向けて必要なことは何か。

.米の生産調整のあり方

米の生産調整については、平成30年産から国による生産数量目標の配分がなくなり、米の直接支払交付金(7,500円/10a)が廃止されました。国による需給・価格情報、販売進捗・在庫情報の提供等を踏まえ、全国農業再生推進機構による産地と実需者のマッチング支援や都道府県・市町村段階の農業再生協議会の下、生産者が中心となって需要に応じた米生産を行うこととなりました。

高齢化や人口減少などのため、米の消費量は毎年約10万トンのペースで減少していますが、今後は、シェアが拡大している中食・外食用の業務用米など需要に応じた生産を推進するとともに、食料自給率・食料自給力の維持・向上のため、水田をフル活用し、国産需要の高い小麦や大豆、輸入依存度の高い飼料作物の生産拡大を進める必要があります。

【協議項目例】

国による生産目標数量の配分がなくなったことに伴い、過剰作付を防止し、需要に応じた生産を行うため、農業再生協議会の取り組みなど地域でどのような対応が必要か。

飼料用米の本作化に向け、実需者との結びつき、多収・コスト低減が必要だが、協議会を中心にどのように対応していくべきか。

.鳥獣害対策

近年、野生鳥獣による農作物被害金額は、平成29年度被害額は163億円で、年々徐々に減少はしているものの、経済的被害のみならず、営農意欲の減退、耕作放棄地の増大につながっていることに加え、人への威嚇や攻撃など人身にも危険が及び、子育て世代などが集落を離れる要因にもなるなど、被害額として数字に現れる以上に深刻な影響をもたらしています。鳥獣別に見ればシカ、イノシシ、サルの被害が顕著で、全体被害額の約7割を占めています。

これに対応するため、平成19年に「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」が制定され、同法に基づき、「鳥獣被害防止総合対策交付金」等の予算が措置されています。侵入防止柵等の整備や地域ぐるみの被害防止活動、ICT等を用いた実証、地域の指導者やコーディネーターの育成など、鳥獣被害防止のための取組みを総合的に支援しています。

また、ジビエの全国的な需要拡大など、利活用の取組みについても視野に入れ、捕獲者から需要者までの関係者が一体となった普及啓発活動や情報共有体制の構築等の取組みを支援しています。

【協議項目例】

地域で鳥獣被害防止対策をより効果的にするため、どのような取り組みが必要か。また、市町村として優先的に取り組むべき対応は何か。

・中山間地域対策

中山間地域は、平地に比べ、傾斜などの条件不利性と共に鳥獣被害の増加、人口減少・高齢化・担い手不足等、厳しい状況に置かれていますが、一方で平地にはない豊かな自然環境、風土条件等をもち、収益力のある農業を営むことができる可能性を秘めた重要な地域です。また、中山間地の農地は全国の耕地面積の約4割、総農家数の約4割を占める等、わが国農業の中で重要な位置を占めており、さらに水源かん養機能や生態系保全機能などの多面的機能により、都市住民を含む多くの国民の暮らしを守る、重要な地域です。

そのため、政府は「中山間地農業ルネッサンス事業（中山間地農業特別支援対策）」を措置し、中山間地の特色を生かした意欲ある農業者が活躍できる多様な経営を支援するため、強い農業づくり交付金や農業農村整備関係事業、農業経営力向上支援事業等について優先枠を設定し、積極的な支援を行っています。また、地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承に向け、多面的機能支払交付金や鳥獣被害防止総合対策交付金について優先枠を設定し、積極的な支援を行っています。

【協議項目例】

中山間地域における農業の振興と人材の定着を図るため、中山間地域等直接支払制度などの既存の支援施策のほかに、具体的にどのような支援施策が必要か。

中山間地域において人・農地プランの実質化に向けた取り組みを進めるためには、どのような支援策が必要か。

・都市農業

都市農地はこれまで、その多くが宅地化されてきましたが、近年、保全に向けた気運が高まっています。都市農業は、新鮮な農産物の生産・供給のみならず、防災空間の確保、良好な景観の形成、国土・環境の保全、農業体験の場の提供等、多様な機能に大きな期待が寄せられています。

このような中、「都市農業振興基本法」（平成27年4月）、「都市農業振興基本計画」（平成28年5月）に基づき、新たな都市農地保全策や都市農業振興施策の策定等が進められています。

平成29年5月に「生産緑地法」が改正され、生産緑地地区の面積要件を300㎡まで緩和する等の措置を講じる一方、都市計画決定の告示後30年経過した生産緑地地区について、新たに買取り申出の開始時期を10年延長する「特定生産緑地指定制度」が創設されました。

また、平成30年9月には「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」が施行され、生産緑地の貸借が可能となりました。

【協議項目例】

都市農業経営の継続的発展のため、また、都市農業者が安心して生産緑地（特定生産緑地）や相続税等納税猶予の適用を選択するため、市区町村、農業委員会はどのような取り組みが必要か。

都市農業の発展を促すために、どのような制度や政策が必要か。

.食育

消費者と食とのかかわり方が多様化する中で、食卓と農業生産現場の距離の拡大による食や農業に対する国民の理解が希薄化し、国産農林水産物の需要減少の進行が懸念されています。そのような中、平成28年度から平成32年までの5年間を期間とする「第3次食育推進基本計画」では、「多様な暮らしに対応した食育」「食の循環や環境を意識した食育」「食文化の継承等に向けた食育」等の重点課題の解決に向けた取り組みを推進することが求められています。

これを踏まえ、農林水産省では、地域食文化の保護・継承のための食育活動の推進や、地域の関係者が連携して取り組む、地域食文化の継承、和食給食の普及、共食機会の提供、農林漁業体験機会の提供、食育を推進するリーダーの育成等の食育活動を支援しています。また、働く若い世代、子育て世代、高齢者等、国民のニーズや特性に対応した食育推進方策を提示しています。

【協議項目例】

地域の中での「食育」に関する取り組みを更に活発化させるために、家庭や地域、市町村、農業委員会として、どのような取り組みが必要か。

.農業分野を取り巻く国際情勢

T P P 協定については、米国を除いた11カ国によるT P P 11協定が平成30年12月30日に、日E U ・ E P A については、平成31年2月1日に協定が発効されました。一方で、米国とは「日米物品貿易協定(T A G)」の協議が始まり、農林水産品について関税割当の数量等を含めT P P を超えないものとする等々の態度を示し臨んでいます。

また、国内では、農産物の輸出力の強化に向けた取組み、東京オリンピック・パラリンピックに向けたインバウンド対応を進めるためのH A C C P やG A P、ハラールへの対応についての周知などの政策が進められています。

【協議項目例】

国際化が進む中、農業経営を維持・発展させていくため、今後、どのような経営体質強化対策や経営安定対策が必要か。

海外輸出や国内での有利販売のため、J A S 規格（日本農林規格）やG A P（農業生産工程管理）などの食品安全規格・認証の取得が必要になるが、どのような支援が必要か。

(参考)

農地情報公開システムの活用

農地の利用集積や遊休農地対策、担い手対策をはじめ、各テーマについて話し合うにあたっては、農地台帳や「農地情報公開システム」による地図を是非活用してください。

1. 農地台帳と地図の整備や公表、情報の活用

農地台帳は、農地に関する情報を管理する法定台帳であり、農業施策を推進するうえで重要な基礎情報です。今後、農地の利用集積への活用に向け、農地の出し手と受け手のマッチング情報を作成するため、管内農家の経営意向を把握する「農地台帳補足調査」を実施していくこととされています。

2. 「農地情報公開システム」を活用して農地利用に関する地図が作成できます

「農地情報公開システム」は、インターネットサイトの「全国農地ナビ」[<https://www.alis-ac.jp/>]で個人情報を含まない農地情報を一般に公開しています。また「農地情報公開システム」のうち、農業委員会のみが活用できる非公開システムを活用すれば地域の農地区画図（農地の白地図や条件に準じた色区分図）が作成できます。

農地区画（ポリゴン）を有していない一部の農業委員会は農地区画図を作成することはできません。農地区画図を作成できる農業委員会は全国で約1,000農業委員会となります。詳しくは全国農業会議所 農地・組織対策部 農地情報公開システム事務局（電話：03-6910-1132）までお問合せください。

農地情報公開システムを活用した地図作成マニュアル

1. はじめに

農地利用状況・意向調査の結果取りまとめや、地域の農業構造の実態把握などに農地利用現況図の作成は効果的である。

農地利用現況図は、従来手書きでの作成が主流であったが、近年は地図情報システムの普及により、色分け作業などを効率的に行えるようになっている。

○地図情報システムを活用する利点

①目的に応じた多様な地図の作成

作業が自動化され、目的に応じた多様な地図を迅速に作成できる。

②特定情報のみの表示で個別相談に活用

特定の農家の所有地、貸付地、借入地等を色分けした資料を個別訪問等の際に持参することで、担い手への集積や掘り起こし活動に向けた相談活動に役立つ。

③農地の面的集積の支援に活用

作物の管理・表示により農地の面的集積を支援できる。

④集落の合意形成等に活用

集落座談会において、耕作者別や耕作者の年齢別の色分け等により、集落の現状把握と農地利用計画図作成に役立つ資料を作成できる。

1. はじめに

農地情報公開システムでは、地図の色分け作業や座談会の場で利用できる白地図の出力を行うことが可能である。

本資料は、農地利用現況図の作成にあたっての農地情報公開システムの活用例を紹介するものである。

* 農業委員会等やNW機構が農地情報公開システムにおいて、地図の色分け機能や集積シュミレーションを活用するには以下の条件を満たしている必要がある。

農業委員会等・・・農業委員会等が各農業委員会等利用システムに区画図（ポリゴン）を提供している

NW機構・・・管内の農業委員会等が区画図を格納システムに連携している

（参考）

各農業委員会等利用システムで区画図を使える委員会等・・・1009団体

格納システムにポリゴンを連携している委員会・・・392団体

* 平成30年3月31日時点

2. 地図作成の準備

(1) 色分け・ラベルの設定を確認・変更する。

地図を活用するにあたって、色分け機能とラベル機能の設定を確認、または変更を行う。

色分け機能・・・条件に合致する農地の色分けが可能。

ラベル機能・・・属性情報を地図上に表示する。

①【地図管理】の右の管理にある「スタイル設定」を選択する。

②スタイル設定画面が表示される。「色分け」、「ラベル」毎に設定可能。

条件の項目毎に任意の色に変更が可能。

条件の項目毎にラベルの文字の大きさ、位置の変更が可能。

2.地図作成の準備

(2) 色分けの条件を追加する(色分けver)

色分けしたい条件を色分け機能、ラベル機能毎に追加できる。

- ①条件設定横の「+」をクリックする。条件設定欄に「新しいスタイル変更条件」が追加される。
- ②色分けの基準となる項目、プルダウンから選択する。(今回は年齢層を選択)
- ③基準項目を設定後、「+」をクリックし、色分けする条件を追加する。
- ④条件設定後、「適用」をクリックし、設定を保存する。



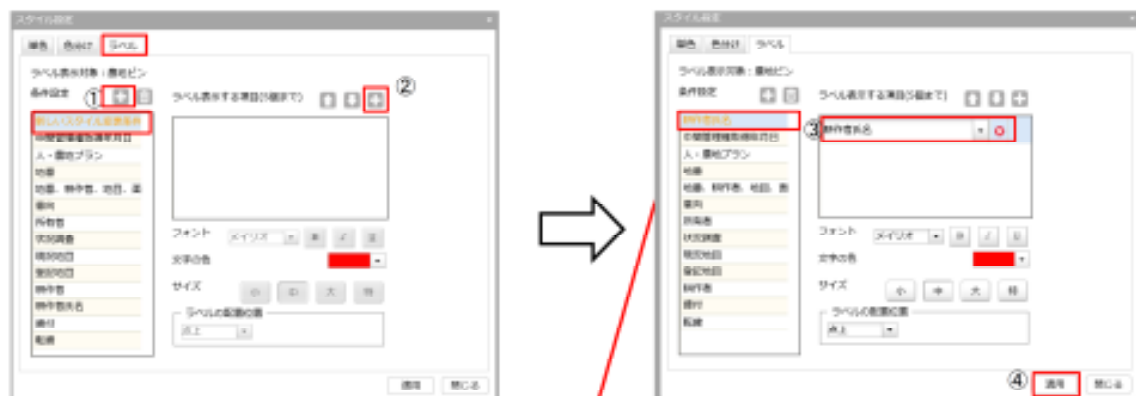
ダブルクリックすると
名前の変更が可能。

2.地図作成の準備

(2) 色分けの条件を追加する(ラベルver)

色分けしたい条件を色分け機能、ラベル機能毎に追加できる。

- ①条件設定横の「+」をクリックする。条件設定欄に「新しいスタイル変更条件」が追加される。
- ②「+」をクリックし、ラベル表示する項目を追加する。
- ③プルダウンからラベル表示する項目を選択する。(今回は耕作者氏名を選択)
- ④表示項目の条件設定後、「適用」をクリックし、設定を保存する。

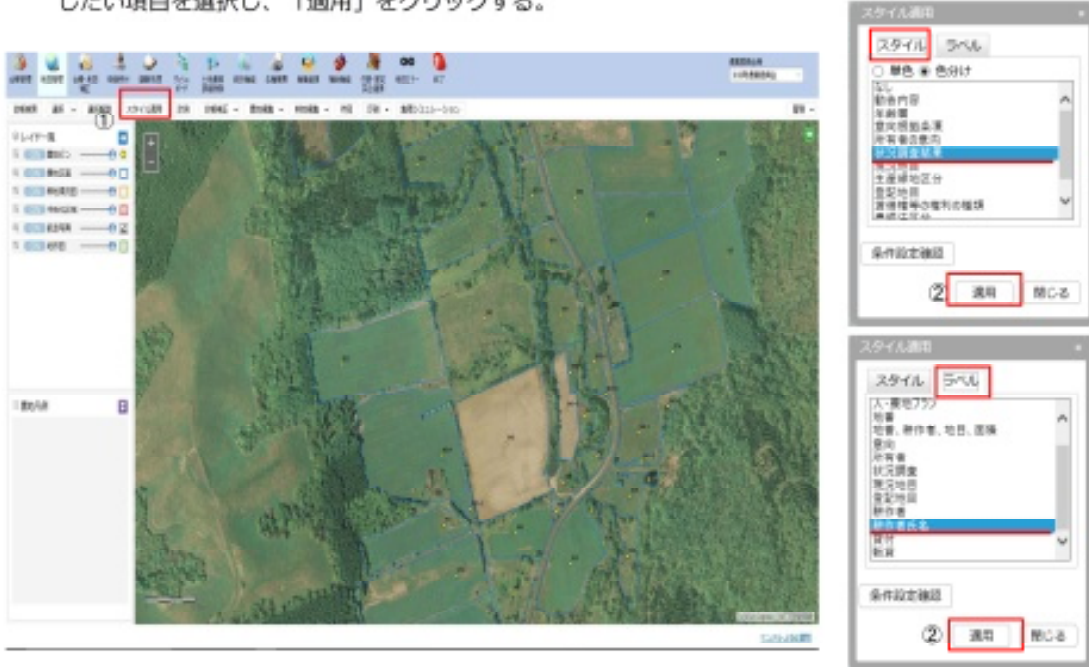


ダブルクリックすると
名前の変更が可能。

3. 色分けした地図の作成、ラベル表示をする

地図上で色分け、ラベル表示を行う。

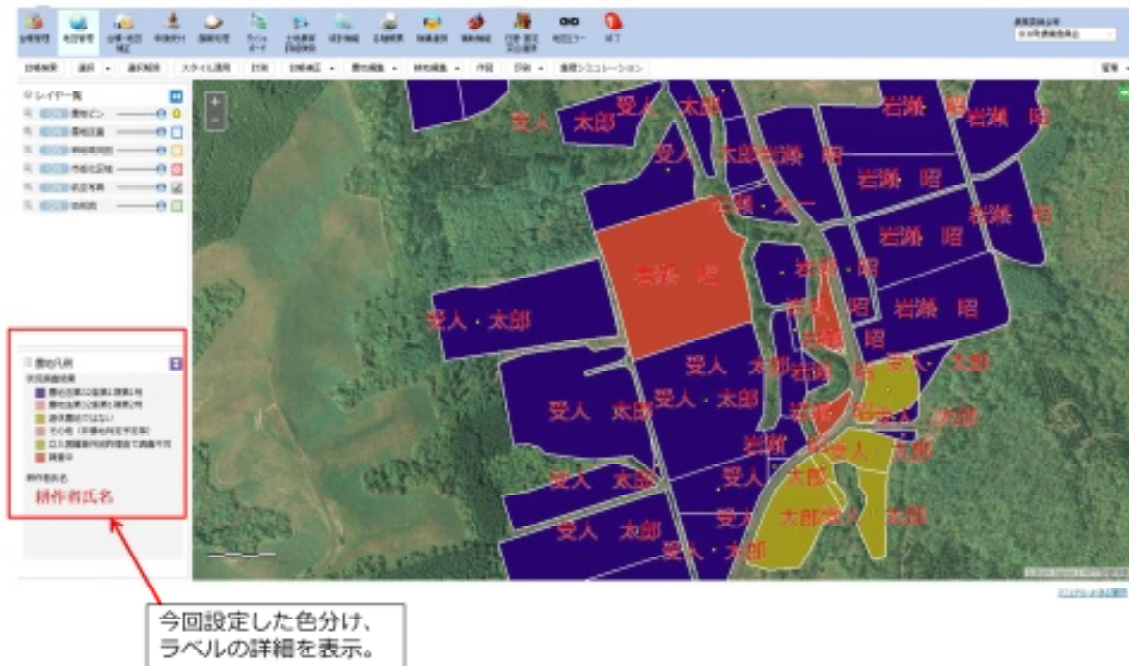
- ① 「スタイル適用」をクリックする。
- ② 「スタイル適用」が表示され、色分けの場合は「スタイル」から、ラベル表示は「ラベル」から表示したい項目を選択し、「適用」をクリックする。



3. 色分けした地図の作成、ラベル表示をする

地図上で色分け、ラベル表示を行う。

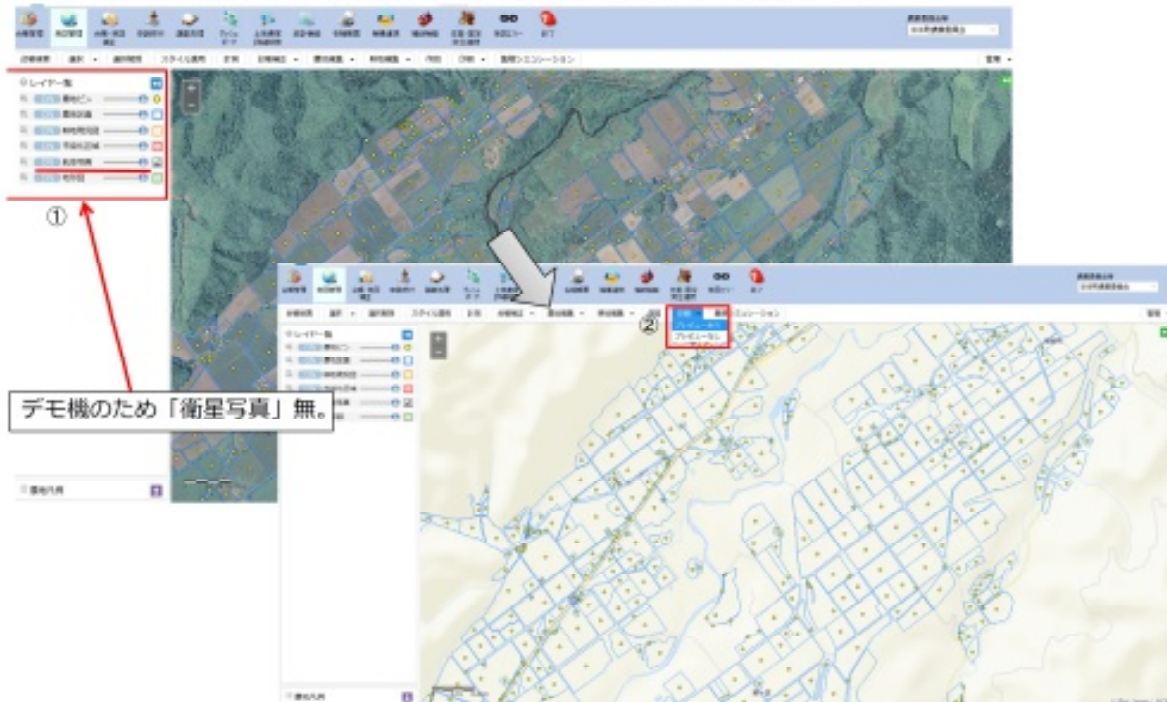
- ・ 「スタイル適用」クリック後、今回設定した色分け、ラベルが表示される。



4. 白地図を出力する

集落座談会などの場で活用できる白地図の出力を行う事ができる。

- ①レイヤー一覧の「航空写真」「衛星写真」、必要であれば「ピン」をOFFにする。
- ②「印刷」の【プレビューあり】を選択し、出力される地図の縮尺などを確認する。



4. 白地図を出力する

集落座談会などの場で活用できる白地図の出力を行う事ができる。

- ③「テンプレート」のプルダウンから出力する地図の大きさを設定する (A4~A2)
- ④縮尺をプルダウンから選択、または任意の数値を手入力で設定する
- ⑤出力する地図に方位記号、スケールバーを表示可能。
- ⑥設定が完了したら、「PDF」か「画像フォト」で出力する。



縮尺、地図の大きさを変更した場合は随時更新する。

(参考)

「改訂・農林水産業・活力創造プラン(H30.11.27)」より抜粋

農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減

農業の競争力を強化し、持続可能なものとするためには、農業の構造改革を加速化することが必要である。

このため、都道府県ごとに農地中間管理機構を整備し、地域内に分散・錯綜する農地を整理して、担い手ごとの集積・集約化を推進する。

併せて、経済界の知識や知見も活用しながら、新しい発想で、生産性の向上や農業イノベーションにつながる取り組みを進めるとともに、農業の自立を促進する施策への転換によりチャレンジする人を後押しすることによって、経営感覚豊かな農業経営体が大宗を占める強い農業を実現する。

これにより、農業構造の改革と生産コストの削減を図る。

目 標

2023年までに、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立

2023年までに、資材・流通面等での産業界の努力も反映して担い手の米の生産コストを2011年全国平均比4割削減

新規就農し定着する農業者を倍増し、2023年に40代以下の農業従事者を40万人に拡大

2023年までに、法人経営体数5万法人に増加

具体的施策

農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等

農地の集積・集約化を加速化するため、農地中間管理機構を整備し、適切に制度を運用

多様な担い手の育成・確保（法人経営、大規模家族経営、集落営農、新規就農、企業の農業参入）

法人雇用による就農の拡大、就農しようとする青年の研修及び経営の確立のための支援を実施

経営者らしい農業者を育成するための農業経営者教育に対する支援を実施

経営の法人化、集落営農の組織化・法人化に対する支援を実施

担い手の農業経営全体に着目した収入保険制度の導入に向けた調査・検討を実施